

参考資料



参 考 資 料

1. 策定経過

平成23年度

- 景観調査
- 市民アンケート調査
- 風景づくり市民懇談会

- 平成23年 3月 □ 現地調査、景観特性調査
- 10月 ◇ 広報に記事を掲載（風景づくり市民懇談会メンバー募集）
- 11月 ◇ 景観市民アンケート調査の実施
- 12月 ◆ 第1回風景づくり市民懇談会
- 平成24年 2月 ◆ 第2回風景づくり市民懇談会

平成24年度

- 風景づくり市民懇談会
- 課題の整理
- 基本方針の立案

- 平成24年 4月 ◆ 第3回風景づくり市民懇談会
- 5月 ◇ 広報に記事を掲載（風景づくり市民懇談会の発足、景観市民アンケート調査結果）
- 6月 ◆ 第4回風景づくり市民懇談会
- 8月 ◆ 第5回風景づくり市民懇談会
- 9月 ◆ 風景づくり市民プランの提出
- 平成25年 1月 ○ 第1回庁内検討会
- 3月 □ 基本方針の立案

平成25年度

- 計画立案
- 調整と協議
- 計画素案の決定

- 平成25年 4月 ◇ 広報に記事を掲載（風景づくり市民プランの提出）
- 5月 ● 第1回策定委員会
- 7月 ○ 第2回庁内検討会
- 8月 ● 第2回策定委員会
- 10月 ○ 第3回庁内検討会
- 11月 ● 第3回策定委員会
- 平成26年 1月 ○ 第4回庁内検討会
- 2月 ● 第4回策定委員会
- 計画素案の決定

平成26年度

- 住民説明
- 審議と協議
- 計画の策定

- 平成26年 8月 ◇ 広報に記事を掲載（パブリックコメントのお知らせ）
- ◇ パブリックコメントの実施
- 平成26年 9月 ● 都市計画審議会の意見聴取
- 市議会への報告・説明
- 平成26年 10月 ◆ 地区説明会（3地区）
- 計画の策定・公表

2. 策定体制

「中央市景観計画」の策定にあたっては、計画づくりの初期の段階から、市民参加による「風景づくり市民懇談会」を設置してワークショップを実施するとともに、景観市民アンケート調査の実施、計画原案のパブリックコメントの実施など、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような策定体制を進めてきました。

■景観計画の策定体制

■策定委員会

目的と役割：景観計画策定に係る最上位組織として、総合的な見地から計画案全体についての検討と調整を行ない、計画素案の承認（原案の策定）を行う。

メンバー構成：学識経験者、議会代表、団体代表、地域代表、風景づくり市民懇談会代表、山梨県関係者、市関係者により構成する。

■庁内検討会

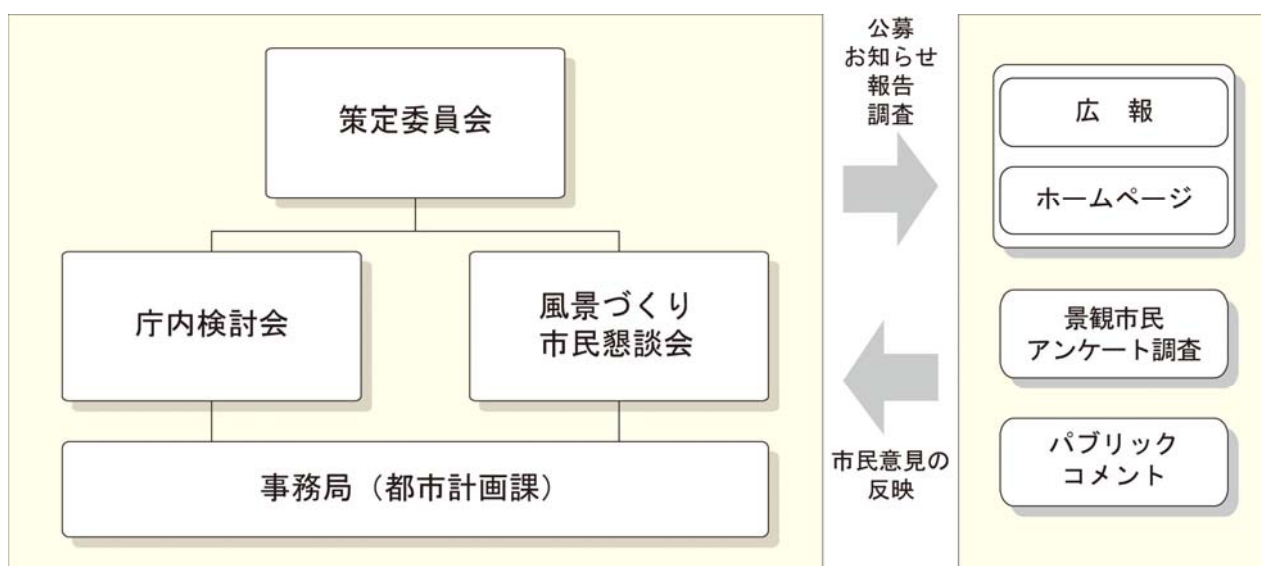
目的と役割：景観計画立案における庁内の検討組織として、行政の立場から所属部署の方針や所管計画との調整を行ない、計画素案の検討を行なう。

メンバー構成：関係各課の代表者（リーダークラス）により構成する。

■風景づくり市民懇談会

目的と役割：景観計画立案における市民の検討組織として、市民の視点から地域に身近な景観について協議を行い、協議の成果を「中央市風景づくり市民プラン」としてまとめ、市に提案する。

メンバー構成：一般公募、関係団体・地域推薦などに応じた市民により構成する。



3. 風景づくり市民懇談会の概要

(1) 風景づくり市民懇談会の概要

① 目的と進め方

■ 風景づくり市民懇談会の目的

- ・「中央市風景づくり市民プラン」の検討
- ・中央市への提案書の提出
- ・策定委員会への市民プランの提示と代表者の参加
- ・「中央市景観計画」への成果の反映

■ 風景づくり市民懇談会の進め方

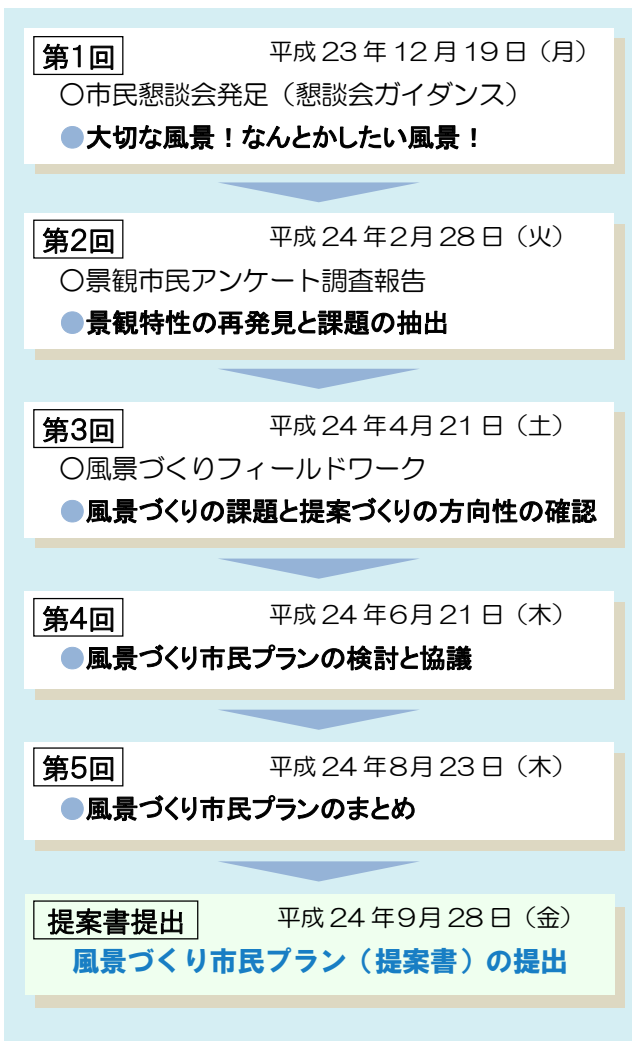
- ・平成 23 年 12 月～平成 24 年 9 月
計 6 回開催（提案書提出含む）
- ・ワークショップ手法による協議
- ・風景づくりフィールドワークの実施
- ・各回の協議のまとめ、各回かわら版の発行



・風景づくり市民懇談会ワークショップ

② 開催経過と懇談会名簿

■ 風景づくり市民懇談会の経過



■ 風景づくり市民懇談会名簿

（順不同、敬称略）

地域名	氏名
田富地域	田中 雅承
	川崎 将典
	遠藤 昌宏
	末木 健
	清水 昭夫
	功刀 吉仁
玉穂地域	土屋 正人
	杉野 美幸
	乙黒 美佐枝
	中村 貴美子
	松村 央男
豊富地域	武藤 浩一
	石原 満彦
	薬袋 紀元
	中楯 和男
	小池 四郎
	平原 清貴
	幡野 伸哉

(2) 風景づくり市民プランの提案

趣 意 文

中央市長 田中 久雄 殿

私たち「中央市風景づくり市民懇談会」は、中央市の呼びかけにより、平成23年12月の発足以来、これまで5回のワークショップで検討を積み重ねてまいりました。

改めて市内の風景を観察した時、「都市と農村」風景の調和と、地域の特性を生かし、連携のとれた風景づくりの必要性を痛感し、将来にわたり、良好な風景を維持していくための、「仕組み」を考えることや、風景への関心や興味を醸成し、市民みんなで美しい風景を守り・育む活動が必要だと感じました。

そこでは、開発が進む都市と田園が調和した風景を創り、豊かな自然の里山や、なつかしい集落景観の保存と活用、中央市固有の「乙黒桜」を生かした桜の里づくりの推進、豊富な水資源と水辺の保全、台地や堤防からの盆地や雄大な山々の眺望、かけがえない身近な歴史文化財の掘り起し等、多くの重要なテーマを語り合いました。

中でも、「乙黒桜」については、中央市のシンボルとして育て、花開かせることにより、景観創造だけでなく歴史や文化と連携し、地域愛や人々のつながりを、今以上に高めることができるという思いに至りました。

今後、市におかれましては、「中央市景観計画」の策定や「景観条例」の制定などが予定されていると伺っております。

それらの計画策定や条例制定にあたり、私たち懇談会が議論した「風景づくりの重要テーマ」を、1つでも多く採りあげていただくとともに、その核として「乙黒桜の再生と桜が結ぶ風景づくり」の提案を生かしていただけますようお願いいたします。

なお、市民発意の景観づくりに対しては、行政や企業と市民が一体となって、実現することができるよう希望し、提言にあたっての趣意文といたします。

平成24年9月28日

中央市風景づくり市民懇談会 メンバー一同



・風景づくり市民プラン表紙



・風景づくり市民プランの発表



・市との意見交換



・風景づくり市民プランの提出



・風景づくり市民懇談会メンバー集合写真（市長を囲んで）

4. 景観計画策定メンバー

(1) 策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

所属	職名等	氏名	備考
学識経験者	山梨大学大学院教授	大山 勲	委員長
	文化財保護審議会会長	中沢 源太郎	
関係機関	国土交通省甲府河川国道事務所	吉岡 大蔵	
	山梨県美しい県土づくり推進室長	丸山 裕司	
議会代表	中北建設事務所長	小池 雄二	
	市議会議長	伊藤 公夫	
	市議会副議長	小沢 治	
	市議会産業土木常任委員長(開発審査会会長)	小池 章治	
関係団体代表	市商工会会長	浦田 勉	
	市農業委員会会長	佐々木 一	
	市農業委員	内藤 成美	
	市農業委員	松野 奈緒美	
	中巨摩東部農業協同組合田富支店長	網倉 正巳	
	笛吹農業協同組合豊富支所長	石原 一英	
	建築士会	秋山 洋一	
市民代表	風景づくり市民懇談会	末木 健	副委員長
		松村 央男	
		杉野 美幸	
		乙黒 美佐枝	
	市自治会長会会長	宮川 弘也	
	市自治会長会副会長	市川 和男	
山土井 輝雄			
行政代表	農政観光部長	中沢 守利	



・第1回策定委員会



・第2回策定委員会



・第3回策定委員会

(2) 庁内検討会名簿

(順不同、敬称略)

課名	担当名	氏名		備考
		平成24年度	平成25年度	
政策秘書課	企画政策担当	村松 仁		
総務課	総務担当	橘田 修	今福 恵利	
管財課	管理担当	蓮沼 隆	永棹 禎尚	
教育総務課	教育総務担当	山岸 まゆみ	鷹野 美和子	
生涯教育課	社会教育担当	山口 文六		
環境課	環境保全担当	泉 玄洋	岡野 秀典	
	生活環境担当	小沢 誠		
建設課	土木管理担当	田中 忠宏		
	土木建設担当	永棹 禎尚	泉 玄洋	
	建築住宅担当	飯室 和仁		
都市計画課	都市整備担当	丹澤 秀樹	相川 浩記	
農政課	農政担当	内田 孝則		
		望月 良	丹澤 秀樹	
	農業土木担当	田中 克己		
商工観光課	商工担当	長田 博		
	観光担当	河西 利広	中沢 真紀	



・第1回庁内検討会



・第2回庁内検討会



・第3回庁内検討会

(3) 事務局名簿

(敬称略)

職名	氏名				備考
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
都市計画課長	中沢 美樹	河西 則喜		薬袋 幸雄	
都市計画担当リーダー	相澤 宏一		若尾 勝秀		
都市計画担当	青柳 勇一				

5. 用語解説

あ行

アイデンティティ

国・民俗・地域・組織など、ある特定集団への帰属意識、同一性などのこと。例えば、町のアイデンティティとは、環境や時間の変化にかかわらず一貫して持っているその町の同一性、よりどころといった意味で用いられる。

空き家バンク(制度)

空き家の有効活用を通し、地域住民と都市住民の交流拡大および定住促進による地域の活性化を図る事を目的に、空き家情報の提供を行う制度。空き家などを賃貸および売却を希望する所有者から物件の提供を求め、行政のホームページなどを通じて「空き家バンク」へ登録した物件情報を希望する人へ提供するもの。

アグリツーリズム

農場で休暇を過ごしたり、農業体験を通して、ふれあいの中で生まれる交流を楽しむ余暇活動のこと。広義には「都市と農村の交流」のこと。

アダプトプログラム

里親制度をさす。ボランティアとなる住民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行い面倒をみる仕組みのこと。

意匠

英語のデザイン（design）の訳語で、一般には形・色・模様・配置などにおける装飾上の工夫・図案などを意味するが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計行為などにも用いられる。

ウォークラリー

野外で開催され、グループ単位で与えられたクイズなどを解きながら一定の距離を歩くレクリエーションゲームのこと。

氏子(うじこ)

共通の氏神をまつる人々、氏神が守護する地域に住む人々。氏の子、氏人ともいう。

馬入れ道

現在でいえば農道に当たるもので、農地への行き来をする細い道のこと。昔は農耕馬の背中に堆肥等を載せて行き来していたため、人馬が通れる幅があれば十分であったが、時代が進むにつれて農

道としてはほとんど機能しなくなった。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

エコミュージアム

エコロジー（生態学）とミュージアム（博物館）とをつなぎ合わせた造語。ある一定の文化圏を構成する地域の人々の生活と、その自然、文化および社会環境の発展過程を史的に研究し、それらの遺産を現地において保存、育成、展示することにより、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする野外博物館と定義づけられている。その運営は、住民参加を原則としている。

NPO(特定非営利活動法人)

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：Non-Profit Organization）の頭文字をとった略語で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う非営利の組織のこと。

エリア

一定の区域、地域、地帯のこと。

オーナー制度

元来、消費者が生産者に事前に出資し、生産物を受け取る仕組みのこと。今日では、自然や緑、棚田や農産物など多様なものについても適用され、そのオーナー（権利所有者）になり、自ら体験参加して保全や育成の一端を担うシステムについてもオーナー制度と呼ばれている。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称している。

往時

過ぎ去った時や時期のことで、その当時などの意味で用いる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およ

びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。(屋外広告物法第2条)

か行

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

開発行為

建築物の築造などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為。

回遊

来訪者等が商店街やまちなかを快適に効率良く歩き回ること。また、そうした特性を回遊性という。

回廊

寺院、教会、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、豊かな環境や地域の景観資源を有機的に結び、市内を自由に移動しながら風景を楽しむルートを風景回廊と呼んでいる。

環境教育

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。

環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う農業。

環濠(屋敷・集落)

外敵の侵入を防ぐために周りを柵で囲み、壕を巡らせた屋敷や集落のこと。弥生時代の代表的な集落の形態とされ、佐賀県の吉野ヶ里遺跡は大規模な環濠集落跡として知られている。

勧告

ある行動をとるように説き勧めること。行政機関が、相手方の任意の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質は、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

既成市街地

都市において、既に建物や道路などができあがって市街地が形成されている地域のこと。

共 架

ひとつの柱(たとえば電柱)に、電線や電話線、あるいは街路灯、道路標識、街区表示等の支柱機能を共用させること。共架させる柱のことを共用柱(きょうようちゅう)とも呼ぶ。

享 受

受け入れて、自分のものにする。また、自分のものとして味わい、楽しむこと。精神的な面についても物質的な面についても用いる。

協 働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。まちづくりの場合、市民と行政等がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力し取り組みを進めるという意味で用いる。

クラインガルテン

ドイツを始めとするヨーロッパで盛んな市民農園の形態の一つで、比較的広い区画を長期間に渡り賃貸する農地の賃借制度(独語:kleingarten)。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、市民農園や市民菜園とも言われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇の楽しみの創出、都市部での緑地保全や自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本におけるクラインガルテンは、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備されたものが多い。

グリーンツーリズム

農山漁村において、その自然と文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。また、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。

景観アドバイザー(制度)

景観アドバイザーとは、景観づくりが円滑に進められるよう、都市デザイン、建築、造園、緑化などの専門的な立場からアドバイスや助言を行う者。景観アドバイザー制度とは、住民、事業者、市町村などが行う景観づくりに関して、これを支援するため、計画の立案から実施にいたるまで、それぞれの要請に応じて景観アドバイザーの派遣・依頼を行う制度。

景観行政団体

景観行政を担う主体であり、政令指定都市、中核都市は自動的に景観行政団体になる。その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体になることができる。平成25年1月現在、公示済および公示予定を含め全国で568の地方公共団体が、山梨県においては23市町村が景観行

参考資料

政団体として位置づけられている。

景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意が必要となる。地域の特性にあったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

景観地区

景観法の規定に基づき、市町村が良好な景観の形成を図るため都市計画に定めた地区のこと。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていきたい場合、都市計画として、景観地区を定めることができる。景観地区では、(1) 建築物の形態意匠、(2) 建築物の高さ、(3) 壁面の位置、(4) 建築物の敷地面積について制限できる。

景観法

平成 16 年 6 月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

啓発

人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くこと。

牽引

大きな力で引っ張ること、引き寄せること。また、大勢の先頭に立って引っ張っていくこと。

顕在化

顕在とは、はっきりと形に現われて存在すること。顕在化とは、これまであまりわからなかったものやことが、はっきりと現われてくること。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

建築行為

建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

原風景

人の心の奥にある原初の風景、原体験におけるイ

メージ。懐かしさの感情を伴うことが多く、実在する風景ではなく心象風景である場合もある。原風景は、個人のものの方や感じ方に大きな影響を及ぼすことがある。

工作物

人為的に地上や地中につくられた建造物のこと。建築物も広義の意味では工作物であるが、本計画では、建築物以外の建造物を工作物と呼んでいる。

耕作放棄地

過去一年間以上にわたって耕作の目的に供されず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

交通結節点

鉄道駅などのように、人や物の輸送において、複数の交通手段の接続が行われる場所のこと。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行う際に対象とする地域社会の意味などで使用される。

虚無僧(こむそう)

禅宗の一派である普化宗(ふけしゅう)の僧のことであり、多くは小袖に袈裟(けさ)を掛け、深編笠をかぶり、刀帯していた。江戸時代、乙黒村にある明暗寺では、筒形の深網笠をかぶり、袈裟をかけ、刀を帯びて尺八を吹きつつ托鉢行脚(たくはつあんぎゃ)する虚無僧が所属していた。

固有

本来備わっていること、そのものだけにあること。

さ行

彩度

色相、明度、彩度を色の三属性といい、色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いのことをいう。

サイン

元来、記号(合図)のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

桜守

花の咲いた桜の枝を折り取られないように番をする人、花を守る人のこと。花もりともいう。

里山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこ

と。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

サポーター

支持者、後援者のこと。

シークエンス

景観の分野でいうシークエンスは、乗物から見る景観など、移動する視点から連続して変化する景観のことをいう。これに対し、山頂の展望台など、固定的な視点から対象を眺める透視図的な眺めをシーン景観という。

視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。

舟 運(しゅううん)

舟による交通や輸送のこと。

修 景

風景を修復すること。良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

醸 成

ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

象 徴

抽象的な思想・観念・事物などを具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

心 象(しんしょう)

心の中に描き出される姿・形のこと。心に浮かぶ像、イメージ。実際に目で見える風景に対し、心の中に思い描く風景を「心象風景」という。

人 智

人間の知識や知恵のこと。

シンポジウム

聴衆の前で、特定の事項について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う形式の討論会のこと。

森林療法(セラピー)

森林や地形といった自然を利用した医療、リハビリ

テーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションなどを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

親和(性)

なごやかに親しむこと、なじみ、仲良くなること、異種の物質がよく化合することなどの意味があるが、景観の分野では景観の要素間の相性や組み合わせが良好で良くなじんでいることをいう。

水源涵養(機能)

地表を流れる河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力を水源涵養機能という。河川の上流に広がる森林は、雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地下水として放出することで水源涵養機能を果たしており、こうした森林を水源涵養林という。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

助 郷

江戸中期以降、宿駅に常備している人馬(伝馬)で負担しきれない大通行のとき、補助的に人馬を提供する助人馬出役を定められた村のこと。

スポット

局地的な地点や場所のこと。

潜 在

表面に現れないで内部に隠れて存在しているようす。

剪 定

果樹の生育や結実の調節、あるいは樹形を整えるため、枝の一部を切り取ること。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギやコナラ、エゴノキなどを中心に土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

た 行

体験農園

農地所有者等が自ら経営する農業の一環として、都市住民等に連続した農作業体験を行ってもらう

参考資料

という消費者参加型の農園のこと。

多自然型工法

自然や生態系に配慮した工法で、道路ではけものみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路では、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、緑化では実のなる木など、生き物の生息に配慮した緑化などが行われる。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するために定められる計画。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物などに関する制限などを定めることができる。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地元でとれた生産物をその地域で消費すること。食糧に対する安全志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深めることや、農業など関連産業の活性化の取り組みとしても期待されている。

地勢

高低や山・川の配置など、その土地全体のありさま。地形とほぼ同様の意味であるが、特にそれを大観する場合に用いられることが多い。

沖積平野

川が上流部で山を削り、下流に運んで流れが弱くなった所の土砂が堆積してできた平野のこと。日本では、ほとんどの平野が沖積平野で、人口の大部分が沖積平野に集まっている。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林の通称。かつては神社を囲むように必ず存在した森林のことで、社の字をあてることも多い。

接ぎ木

植物体の一部分（枝、芽、根）を他の個体に接着させ、両者を癒合させる繁殖法のひとつ。

ツーリズム

観光事業、旅行業、または観光旅行のこと。

道祖神

峠や辻・村境などの道端にあって悪霊や疫病などを防ぐ神のこと。路傍の神の典型であり、総称でもある。近世以降は、作神、縁結び、夫婦和合などの神ともされ、丸石、陰陽石、男女2体の石造などを神体としている。

特用林産物

主として森林原野において産出されてきた産物で、通常林産物と称するもの（加工炭を含む）のうち、一般用材を除く品目の総称（きのこ類をはじめ、くり、くるみ等の樹実類、うるし、はぜの実から搾取される木ろう等の樹脂類、わらび等の山菜類、おうれん、きはだ等の薬用植物および桐、たけのこ、竹、木炭、薪等多岐にわたり範囲は極めて幅広い）。

土地区画整理事業

地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することにより、居住環境を向上し、区画を整形化して利用増進を図る事業。

トレイル

森林・原野・山地などの踏み分け道、山の小道のこと。ウォーキングトレイルなどのように、散策路としての意味で用いられる場合もある。

トレッキング

山歩きのこと。登頂を目指すことを主な目的とする登山に対し、特に山頂にはこだわらず、山の中を歩くことを目的としている。ハイキングは、自然風景や歴史的な景観を楽しむため、軽装で、一定のコースや距離を歩くことをいう。

な行

なまこ壁

塗り壁の仕上げの一種で、平らな瓦を壁に張りつけ、目地の部分は漆喰を盛り上げた形に塗ったもの。雨や風などに強く、土蔵の腰壁などに多く用いられている。

ニーズ

必要とされること。要求、需要のこと。

ニ地域居住(マルチハビテーション)

ニ地域以上の、複数の居住空間に生活することをいう。定住という概念を超えた多面的な居住形態である。そのため、マルチ（multi-「多様な」）とハビテーション（habitation「居住」）を組み合わせた造語で、マルチハビテーションとも呼ばれる。

ネットワーク

元来は、「網細工、網の目のような組織」という意味であるが、まちづくりの分野では、地域に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅

力を出させるために、相互連携を図ること、または、その連携網のことをいう。

粘土節

釜無川流域の堤防工事に従事した男女の間に歌い継がれた作業歌。作業の折、仕事の景気づけに粘土節を歌い、築堤工事に励み、苦役に耐えたと伝えられている。

農地バンク制度

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地等が増加傾向にあり、このような農地を登録してもらい、借り受け希望者へ紹介し、農地の有効活用と貸し借りを支援する制度。

ノウハウ

ある専門的な技術やその蓄積、方法、こつのこと。

法面(のりめん)

切土や盛土によって造成された人工的な斜面のこと。

は行

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

パノラマ

見渡す限りの広々とした風景、全体を一望できる風景のこと。全景。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度（英語：public comment）。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいう。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去だけでなく、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、より広義の意味も含む。

ビューポイント

良好な景観を眺めることができる地点や場所。視点、観点、立場、見どころなどの意味もある。

ヒューマンスケール

建築や外部空間などで、人間が活動するのにふさわしい空間のスケールのこと。人間の感覚や動き

に適合した適切な空間の規模や物の大きさのこと。

表象

象徴、シンボル、または象徴的に表すこと。直観的に心に思い浮かべられる像のこと。

肥沃

土地が肥えていて、農作物がよくできること。また、そのさま。

ファサード

建築物の正面の外観のこと。側面または背面にも外観として重要な面である場合には、ファサードと呼ぶことがある。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション（野外撮影）を地元で誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動のこと。ふるさとの自然や歴史等をPRし、住民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、県で「山梨フィルムコミッション」を推進している。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何らかのモノを使って、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなり、このように「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的に使われる場合、通常とは違う、独自の価値やサービスが付随するケースに用いることが多い。

俯瞰(ふかん)

山の上から市街地を眺める場合などのように、高いところから見下ろすこと。また、見下ろした場合に見える景観を俯瞰景という。

フットパス

英語のフットパス (footpath) のことで、日本語では「散歩道」となる。森林や田園地帯、古いまちなみといった、風景を楽しみながら散歩できる小道のことをいう。そうした小道を散歩することをフットパスウォークという。

普遍

全体に広く行き渡ること。例外なくすべてのものにあてはまること、共通すること。

文化的景観(制度)

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理

参考資料

解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第一項第五号）」と定められている景観のことである。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など、人と自然との関わりの中でつくり上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた制度。

壁面線

街区内の建築物の位置を整え、まちなみをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線（壁面の位置）のこと。景観の観点からは、主に道路側の壁面をそろえるなどの目的で壁面線を設定することが多い。

変遷

時の流れとともに移り変わること。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味（英語：pocket park）。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

ま行

マナー

態度、礼儀、礼儀作法。

水辺の楽校

子供たちにとって河川が身近な自然体験の場となるように、国土交通省が文部科学省、環境省と連携し、進めているプロジェクト。河川管理者等が地域の人々と十分に連携を図り、河川が利・活用されるような体制・施設の整備と、これを維持管理できる環境づくりを行うことを目的としている。

道の駅

国土交通省（制度開始時は建設省）により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設のこと。道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、道の駅をきっかけに地域が連携し活力ある地域づくりをとむに行うための「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ。

モラル

倫理観や道徳意識のこと。

や行

有機的

有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら全体を形づくっているさま。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

養蚕(ようさん)

クワを栽培し、そのクワで蚕(かいこ)を飼育し、繭を生産すること。その繭から生糸(絹)をつくる産業を養蚕業という。

要衝

軍事・交通・産業などのうえで大切な地点、要所のこと。

擁壁

造成工事などで出現した崖や盛土を保持するために築造する壁状の構造物。

ら行

ライフスタイル

一般的には生活様式のことであるが、衣食住のみではなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりのことをいう。さらに、生活に対する考え方や習慣をも含む意味でも用いられる。

ランドマーク

地域の目印や象徴的な建造物、自然物のこと。建造物としては記念碑や塔、建築物などがあり、自然物としては、山や特異な地形、奇岩などがある。

緑地協定(制度)

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められ、認可の公告後にその区域に移転してきた者に対しても効力を有する。

輪作

同一耕地に一定年限をおいて異なる種類の作物を交代に繰り返し栽培すること。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

ローカル線

小規模な地域内輸送、ないしは地域間輸送に供する鉄道路線・道路・航路のこと。ローカル線の中には地域の足としての利用だけでなく、観光地の鉄道として活用されているものも多い。

ロードサイド

通りに面した一帯のこと。ロードサイド型店舗とは、幹線道路等の交通量の多い道路の沿道に立地し、主に自家用車でのアクセスにより集客する店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線道路沿いに立地するものが多い。

わ行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

中央市景観計画

平成 26 年 10 月

発 行：中央市

編 集：都市計画課

〒409-3893 山梨県中央市成島 2266 番地

TEL 055-274-8552 FAX 055-274-1130

URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/sougou/>

協 力：株式会社 ブレーンズ

LANDSCAPE PLANNING OF CHUO CITY

中央市景観計画



中央市